

寄居町建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成28年2月19日町長決裁

平成31年4月10日一部改正

令和4年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、寄居町建設工事標準請負契約約款第10条の規定に基づく現場代理人及び寄居町標準委託契約約款第7条の規定に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める工事等)

第3条 次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事又は委託（以下「工事等」という。）については、1人の者が2件までの工事等の現場代理人等を兼務することを認めるものとする。

- (1) **国又は地方公共団体**の発注した工事等であるもの
 - (2) 工事等の現場が寄居町内、**熊谷市内又は深谷市内**であるもの
 - (3) **主任技術者を専任で配置する必要がない工事（建設業法第26条第3項に該当しない工事）**
 - (4) 入札公告又は指名通知において、現場代理人の兼務を認めない旨の記載がない工事
- 2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。
- (1) **国又は地方公共団体**の発注した工事であるもの
 - (2) **工事等の現場が寄居町内、熊谷市内又は深谷市内であるもの**
 - (3) 寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事
- 3 第2項に規定するもののほか、工事等の特性から発注者が現場代理人等の兼務を認めることが適当であると判断した工事等については、1人の者が2件までの工事等の現場代理人等を兼務することを認めるものとする。

4 第1項に掲げる工事等について、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務を認めないものとする。

(兼務を認める条件)

第4条 前条に規定する、兼務を認める工事等については、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 必ずいずれかの工事等に常駐していること
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないよう配慮がなされていること

(兼務を認める対象工事等の明示)

第5条 第3条第1項の規定により兼務を認める場合は、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載し、明示するものとする。また、同項に掲げる条件を満たしている工事等のうち、入札公告等に記載のないものについては、「現場代理人（現場責任者）の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書」（様式第1号）による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人等の兼務を行う場合は、当該工事等の発注者に対し、「現場代理人（現場責任者）の兼務届」（様式第2号）を、もう一方の工事等が兼務可能なものであることを確認できる書類（入札公告等又は様式第1号をいう。）を添付のうえ提出しなければならない。**なお、発注者が寄居町以外である場合は、受注者は、寄居町以外の発注者に対し、様式第1号を提出し兼務を認める回答を受けたときとする。**

(兼務の取消し)

第7条 前条の手続において虚偽がある場合、又は連絡体制に支障があると認められる場合は、兼務を取消しするものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月10日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。